

(独自別紙資料 2 - 2 2 号関係)

「都市との情報・交流の結節点

中央市農業農村づくり構想」

今後5年間の(一財)中央市農業振興公社取り組みの指針

令和4年3月

(一財)中央市農業振興公社

目 次

- I 構想推進に当たっての取り組み指針
- II 令和4年度以降の5年間の中期的な取り組み項目
- III 「都市との情報・交流の結節点
中央市農業農村づくり構想」の具体的取り組み
 - 1 農業構造政策の推進(公益事業)
 - (1)中央市の担い手・遊休農地対策
 - ①新規就農者・参入者等の確保・育成対策
 - ②新規就農者・参入者等の定着・規模拡大対策
 - ③農地の有効活用対策
 - (2)中央市農産物のブランド化推進対策
 - ①「やまなしGAP」の定着支援
 - ②「やまなしGAP」の拡大推進を通じた生産対策
 - ③市内企業等と連携した農福連携農畜産物のブランド化と有利販売
 - ④「おいしい未来へ やまなし」を活用
 - (3)中央市民等の農業・農村への理解促進対策
 - 2 公共施設(道の駅)の管理・運営(収益事業)
 - (1)管理・運営の基本方針
 - (2)各施設の管理運営についての基本方針
 - ①交流センター
 - ②農産物直売所
 - ③農畜産物処理加工施設
 - (3)サービス提供の取り組み
 - ①交流センター
 - ②農産物直売所
 - ③農畜産物処理加工施設

「都市との情報・交流の結節点 中央市農業農村づくり構想」

I 構想推進に当たっての取り組み方針

○ (一財)中央市農業振興公社(以下「中央市農業振興公社」という。)は、中央市の農業・農村振興の柱組織として、

- A 環境に優しく高収益な農業振興
- B 魅力ある農業経営の展開
- C やすらぎと活力に満ちた農村・地域づくり
- D 魅力ある中山間地域農業と地域活性化

の四つを活動の領域としつつ、

経費の縮減に取り組みながら、組織一丸となって事業計画に掲げた基本的な事業を確実に実施して行きます。

なお、四年度の活動目標として

- ・売り上げ目標を平成30年度(4億1千7百万円)と同水準。
- ・中間管理事業による流動化目標を令和3年度(件数51件、面積9.8ha)の実績超え。
- ・講習会や展示圃を通じた新規参入者の確保育成や担い手農業者の経営・技術支援。 を掲げ取り組んでいきます。

II 令和4年度以降の五年間の中期的な視点の取り組み事項

○中央市農業振興公社は、農業者、関係団体及び行政との連携による運営により、市内農地の利用集積(農地中間管理事業)を通じて

- ・新しい地域農業の確立とその展開に不可欠な自立した新規就農者の確保・育成。
- ・中核的担い手となる農業経営体の育成と規模拡大。
- ・農業技術指導を通じた農業者経営の確立とともに、「やまなしGAP」等を通じた自然への負荷の少ない農法普及による産地づくり。
- ・新規作物の普及と定着による農業者収入の確保。

等を支援することにより、中央市農業の発展と安全安心で安定した食料供給、さらに農業・農村の多面的機能の発揮を促すことにより、実り豊かな生活文化都市づくりに寄与することを目的とし、中央市全域を視野に入れながら地域実情に即した取り組みを行っていきます。

○この様な中、中央市農業振興公社は、中央市内でも「豊富地区」は中山間地域に位置し、生産条件が厳しく担い手の減少・高齢化とそれに伴う農地の遊休化等を課題として、「田富・玉穂地区」については、施設園芸の維持・振興のために必要な担い手としての農家子弟や新規参入者の農業参入を通じた円滑な事業継承や平坦地での農地の遊休化等を課題として掲げながら、各地域事情に即した取り組みを行っていくことが必要であります。

○そこで、これらの地域ごとの課題を解決していくため、各地域の担い手の現状や農地・生産状況等の地域事情に即して、

- ・少量多品目生産を可能とする域内流通システムの確立。
- ・安全安心の農産物生産システム(やまなしGAPや土壌分析の励行による減化学農薬)の確立と農産物のブランド化。
- ・地域資源循環システムに基づく農業生産工程確立支援と販売。
- ・農地中間管理機能を活かした新規就農者の定着・経営発展の支援。
- ・展示圃設置や講習会等を通じた技術普及による技術力向上支援。
- ・就農相談会への参画や講座開催による就農促進・経営類型の提示や担い手農業者等への農地集積支援。
- ・農業経営安定に向けた6次産業化や加工原料農産物の生産振興支援。
- ・農業・農村資源を活用した都市住民に対する中央市情報の発信や農業・農村体験を通じた交流・触れ合い機会の提供。

等に取り組むことにより、新規就農者及び担い手農業者の確保・育成と農業収入確保・向上等を図っていきます。

○地域事情に即しながら、上記取り組みを行っていくためには、

○中央市農業振興公社の「農地中間管理機能→農地流動化」、「担い手確保・育成機能」及び「農業技術指導・普及機能」以上3つの公益機能と「道の駅とよとみ」が持っている「農畜産物販売機能」や「情報発信・交流促進機能」等の収益機能を一気通貫で実施し、

↓

特に、①農産物の販売先としての「道の駅とよとみ」を前提として、農地確保と農業技術習得や経営類型の提示を通じた確実な「農

業収入の確保」を支援することにより、市内への新規就農者等の「定着好循環システム」の構築。

②中央市農業者との連携の下、発酵処理した野菜残渣等の農業生産現場への再利用を目指した「地域資源循環システム」の再構築により、農業生産者、道の駅とよとみ及び消費者・市内小中学校等の教育現場との「地域資源の好循環システム」の構築。等の仕組みづくりに取り組んでいくことが特に必要であります。

○このため、「中央市農業振興公社」と「道の駅とよとみ」を車の両輪としながら、農業・農村振興を通じた中央市の地域振興・活性化に向けた「都市との情報・交流の結節点 中央市農業農村づくり」の具現化に向けて、市やJA、商工会等の関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

○なお、今後5年間の具体的取り組み詳細については、別添に記載します。

Ⅲ 都市との情報・交流の結節点 中央市農業・ 農村づくり構想の具体的な取り組み

当社は、従前からの取り組みに加えて、今後5年間に以下の事業を最重要として捉えて取り組む「都市との情報・交流の結節点 中央市農業農村づくり構想」具現化に市行政や農業者とも連携しつつ、公益事業と収益事業を車の両輪として取り組みます。

なお、当社の令和4年度事業及び予算においては、以下に係る事業についても项目的に列挙できるものについては、掲げておりますが、現行予算の範疇中内での計上となっているため、「項目立て」程度となっているものもあります。

1 農業構造政策の推進(公益事業)

(1) 中央市の担い手・遊休農地対策

① 新規就農・参入者等の確保・育成対策

- ・ 県就農支援センター(県農業振興公社)と一体となった県内外での就農相談会開催と市内への就農促進。
- ・ 中央市農業及び農地等の就農促進情報等の公社HP掲載による情報発信。
- ・ 認定農業者やアグリマスターとも連携した農業技術習得研修の支援。
- ・ 新規就農・参入者への農地中間管理事業を活用した「就農研修農場」の貸し付け、県とも連携した技術指導と経営類型の提案。
- ・ 市民の「農業・農村」への理解促進や農業への新規参入を目指した「野菜講座」等の開催や市行政と連携した「市民農園」の運営。

② 新規就農・参入者等の定着・規模拡大対策

- ・ 新規就農・参入者の経営安定を図るため、県及びJAと連携した基本的な新規就農者用の自立型「経営類型」の策定。
- ・ 上記「経営類型」に基づく経営展開が可能となるよう、生産技術指導はもとより、道の駅とよみ農産物直売所機能を活用した農産物の販売まで一貫した経営指導を実施し、早期の定着と経営発展を支援。
- ・ 新規就農・参入者の規模拡大に要する農地の確保については、農地中間管理事業を活用して支援。
- ・ 新規就農・参入者等の機械、施設整備等については、県及びJAと連携して効率的な事業導入の支援と公社独自の対策展開。

③ 農地の有効活用対策

- 新規就農者や担い手農業者の確保・育成を通じて、農地の有効利用の促進を図り、農地の遊休化を防止するとともに、既往の遊休農地等の多面的活用を推進。
- 担い手農業者の規模拡大や経営の多角化を支援するため、農地中間管理事業等を活用した農地の流動化や集積を支援。

(2) 中央市農産物のブランド化推進対策

① 「やまなしGAP」等の定着・普及支援対策

- 令和3年度、道の駅とよとみ農産物直売所への出荷13品目について取得した「やまなしGAP」の認証水準を維持するため、生産農業者の定期的な巡回指導を実施。
- 今後、農産物直売所「たから」においても「やまなしGAP」の取得を進めて、中央市内の農産物直売所全体でのブランド化を推進。さらに、認証後においては、その水準が維持できるように定期的な巡回指導を実施。
- 個々での取得を希望する担い手農業者の「やまなしGAP」の取得に向けた取り組みを指導・支援。
- 発酵処理した野菜残渣等の農業生産現場への再利用を目指した「地域資源循環システム」の再構築により、農業生産者、道の駅とよとみ及び消費者・市内小中学校等との連携強化。

② 農業経営体の育成対策

- 中核的農業者や認定農業者等の地域農業の担い手に対しては、県等の関係機関と連携し、技術指導、資金調達、経営指導等を一貫して指導・助言。
- 県と連携した経営類型モデルの策定。
- 土壌分析の徹底による適切な施肥管理の徹底指導。
- 道の駅等での販売向け新農産物や秋冬作の普及と展示圃の設置による生産拡大。

③ 市内企業等と連携した農福連携農畜産物のブランド化と有利販売

- 市内遊休農地等を活用した市内企業等の農福連携の取り組みを「農地確保」、「技術指導面」や道の駅とよとみ農産物直売所の「販売面」でその活動を支援。

④ 「おいしい未来へ やまなし」を活用

- 「3E制度」や「やまなしGAP」を活用した農産物・加工品のブランド化を高めていくため、県が制定している「おいしい未来へ やまなし」の活用を推進。

(3) 中央市民等の農業・農村への理解促進対策

- 定期的な農業振興公社だよりの作成(カラー版冊子等)と全戸配布を通じた市民の農業・農村への理解促進。

- ・ 県外への情報発信を目指して、「シルクフレンドリー」の滞在機能を活用した、新たな「滞在型市民農園」の設置の提案と運営支援。
- ・ 市民の「農業・農村」への理解促進や農業参入を目指した「野菜講座」等の開催や市行政と連携した「市民農園」の運営。(再掲)
- ・ 中央市伝統文化・伝統行事等の農村情報を公社HP掲載による情報発信強化。
- ・ 市内遊休農地等を活用した市内企業の農福連携の取り組みを「農地」や「販売面」で支援することにより市民への理解促進。(再掲)

2 公共施設(道の駅)の管理・運営(収益事業)

(1) 管理・運営の基本方針

中央市農業農村の振興を通じた地域振興・活性化を目指して、交流促進センター及び農産物直売所・農畜産物処理加工施設の特性・機能を生かしつつ、中央市農業・農村の農産物・農村情報発信の拠点及び中央市と東京圏等の都市住民との交流の結節点として、与えられたその役割を果たしていく。

(2) 各施設の管理運営についての基本方針

① 交流センター

- ・ 観光情報や農業・担い手確保・育成情報の提供を通じて、中央市を訪れる方々との結節点としての機能強化。
- ・ 交流センター全体を道の駅機能の中核として位置づけ、訪問者の利便性向上。
- ・ 交流展示スペースについては、年間を通じて地域文化の発信機能として常設写真展を開催していく。テレワーク勤務の普及に対応した施設の利活用の強化。
- ・ さらに、交流展示スペースについては、県農務事務所と連携した農業技術・栽培管理研修会の会場としての活用を通じて、「やまなしGAP」の市内全域への普及の拠点として活用。
- ・ また、交流センター内「レストランシルク」については、味覚を通じた交流の結節点として位置づけ活用。

② 農産物直売所

- ・ 年間を通じて市内産農産物が販売できるよう、市内農業者からの搬入者の拡大を「公社だより」、HP等を通じて実施。
- ・ 市内搬入者組織の一本化と「た・から」との連携強化。
- ・ 中央市内の小規模・高齢化農業者の生産する多品目で少量の農産物の確実な現金化を行い、農業経営の継続を支援。
- ・ 新規就農者や新規参入者等の担い手の確保・育成には不可欠な販路の一つとしての機能を果たし、担い手の早期経営安定と円滑な経営発展を支援。
- ・ 農産物の安全安心を担保するため、「やまなしGAP」実践農業者の巡回指導の定期的巡回。

- 農業振興公社が行う「新作物」等の技術講習会・展示圃に従い、市内で試験的に生産される「サラダ玉葱」等の新規作物の消費者ニーズ把握のため、試験的販売の支援等を行いながら産地化の支援。
- 中央市で生産される農産物等の販売を通じて、県内他市町村住民や東京圏等から訪れる方々への「ショー・ウインド」としての機能を果たし、交流の結節点としての役割を確立。
- HPでの中央市農業・農村情報の発信を通じて、情報を通じた交流の結節点としての機能を発揮。
- 県内食品加工業者への加工原料農産物の提供。

③ 農畜産物処理加工施設

- 農業経営の6次産業化を通じた農業者所得の向上を支援する施設としての活用促進。
- 農畜産物処理加工施設内で営業を行っている事業者に対しては、食品衛生法等の法令に基づく加工・販売の励行を徹底指導し、消費者からの支持を確立。

(3) サービス提供の取り組み

① 交流センター

- 中央市農業の紹介コーナーの設置や農業技術・就農相談スペースを設けて、気軽に農業者からの相談や就農相談を受ける態勢整備。
- 中央市観光ポスターやリーフレット、さらに周辺の観光案内・イベント等とともに市内への移住定住促進情報の一元的発信基地の機能充実。
- 市内農業者の農業技術・栽培管理技術習得の場として活用するとともに、市内児童の体験学習場としても活用。
- 交流センター内に既設の「フリーWi-Fi施設」を活用したテレワーク・スペースとしての利活用の促進。
- 年間を通じて地域文化の発信機能として常設写真展を開催、さらに2021年度から開催している「中央市農業・農村写真コンクール」応募写真の展示。
- 「レストランシルク」については、食材に多くの中央市産農産物の活用を推進。

② 農産物直売所

- 「やまなしGAP」認証農産物の品目生産拡大に努める中で、安全安心を担保することができる「産地づくり」の推進と一体となった「やまなしGAP農産物」の販売の場として活用。
- 新作物の試験的販売を実店舗で実施を支援するとともに、新作物の料理方法等について動画を作成し、HP上で公開しその販売促進の支援。
- 中央市内に就農した担い手の農産物販売の拠点としての活用を促進。
- 農福連携の下で行う取り組みや生産を農地面確保、技術習得面及び販売面で支援するとともに、農産物直売所内に特設コーナーを設けながら、農福連携農産物の生産拡大、販売促進。

③ 農畜産物処理加工施設

- 農業経営の6次産業化を支援する施設として活用するため、加工技術については、県産業技術センターから講師を招聘することにより、農業者の加工技術高度化を支援。
- 中小企業団体中央会とも連携し、農業者の6次産業化に向けた国捕事業導入の取り組みを支援。
- 農畜産物処理加工施設内で営業を行っている事業者の新商品開発や衛生基準等の高度化に対する技術的支援を県産業技術センターや県農業技術センター及び県畜産技術センター等と連携し支援。